

【動力プレスของ金型等の取付け、取外し又は調整の業務】

特別教育（学科のみ）

労働安全衛生法第59条の定めるところにより、労働安全衛生規則第36条に該当する動力プレス金型等取扱業務は、特別教育規程に基づいた『動力プレスของ金型等の取付け、取外し又は調整の業務に係る特別教育』を修了した者でなければ当該業務に就いてはならず、就かせてはならないことになっています。

当協会は、事業者に代わって標記教育の内、学科に係る教育を実施致します。

実技教育は事業所で、法で定める教育を実施願います。

法令根拠：安全衛生法第59条 安衛則第36条第2号

1. 日時・場所

回	日 程	時 間	会 場
第1回	2019年 5月10日（金）	9:15～18:40	若松市民会館 （JR若松駅前） 2階 第三集会室
第2回	2019年11月22日（金）		

2. 受講料・テキスト代（消費税込）

2019年10月1日以降（消費税10%を含む）

（単位：円）

区 分	受講料	テキスト代	合 計
福岡県下労働基準協会会員	8,800	1,100	9,900
一 般	11,000		12,100

3. カリキュラム

講 習 内 容	時 間
プレス機械又はシャー及びこれらの安全装置又は安全囲いに関する知識	2.0時間
プレス機械又はシャーによる作業に関する知識	2.0時間
プレス機械の金型、シャーの刃部又はプレス機械若しくはシャーの安全装置若しくは安全囲いの点検、取付け、調整等に関する知識	3.0時間
関係法令	1.0時間

4. 申込み方法：

- ① 受講申し込み前に、講習会の空き状況を八幡労働基準協会まで確認した後、所定の受講申込書をご持参または郵送にて八幡労働基準協会へお申し込みください。
- ② 受講料は講習日の10日前までに納入して下さい。
尚、原則として申込み後の受講料の払戻しはできません。
- ③ 受講料は振込み（ご入金）確認後、受講日の1週間前を目処にFAXで送付します。

5. 連絡先・振込先等

八幡労働基準協会 〒805-0058 北九州市八幡東区前田 1520-16 ミドリ安全北九州(株) 2階 TEL：093-661-5288 FAX：093-661-5299 受講料振込先：福岡ひびき信用金庫 黒崎支店 普通：1265090 八幡労働基準協会 （振込手数料は貴社でご負担願います）
--

注）本講習会は、八幡／若松労働基準協会の共催ですが、講習の修了証は「若松」労働基準協会名となります。